

【論文】

金融機関のリスク回避志向と中小企業への
貸付けについての一考察A study on the risk aversion of financial institutions and lending to small and
medium-sized enterprises

中小企業診断士 村山 賢誌

【目次】

はじめに

1. 金融機関と金融行政並びに金融政策
2. 金融機関と金融政策
3. 事例分析
4. 金融機関と経営改善支援

おわりに

【要旨】

市場環境の悪化とともに、信用リスクに対応するコスト負担は重なり、金融仲介機能を発揮することは容易ではない。一方で、地域経済の活性化や再生における中心的な役割を金融機関が期待されている。

近年、自然災害の発生が続き、多くの中小企業が経営不振に陥っている。金融機関には、中小企業に対する資金供給と事業継続支援が求められるが、中小企業金融円滑化法施行時の条件変更等申出への対応が顕著な例である。しかし、金融システムの安定に資することが求められる金融機関が、その経営が厳しさを増す中で、自己の負担のみで、資金供給や経営支援に十分に対応できるか疑問である。特に、自己資本比率の維持とそのため貸倒引当金積立増は、その経営に重くのしかかり、リスク回避志向に至らしめるのではないかと危惧する。もちろん、金融機関には努力が求められるが、行政には財務面での負担を軽減するための施策が求められ、当然、中小企業にも経営改善による収益回復努力が求められる。

本稿では、中小企業には経営規律を求めると同時に、金融機関には、その実現性を担保する経営改善計画の作成を条件に、キャッシュフローの範囲内での債務償還を金融支援手法の一つとして定着させること、その際に貸出条件緩和債権と見なさないこと、そして、行政等が金融機関の取組みを支援すると同時に、リスク発生時の支援を充実することを提言した。

はじめに

マイナス金利、貸出競争における金利の低下、人口減少などによる市場の縮小により、金融機関の経営環境は年々悪化している。関連する先行研究や報道、調査は少なくない¹。村本孜・内田真人（2019）は、2016年2月に日本銀行が導入したマイナス金利政策に伴う極めて緩和的な金融環境が、金融機関の貸出利ざやの縮小による収益減少や悪化をもたらしていると指摘している。また、峰岸信哉（2019）は、リレーションシップバンキングでは関係構築のために大勢の職員を必要とし、しかも、それに充てる時間も不可欠だが、金利収入よりも費用支出の方が大きくなる可能性があり、事業性評価に基づく貸付け、コンサルティング機能の発揮による収益獲得は難しいと述べる。

つまり、金融機関にとって金融仲介機能を発揮することは容易ではない。低金利政策の下で収益確保は厳しく、信用コストの上昇は負担となる。東京商工リサーチのリスク管理債権状況調査では、債務者区分の見直しにより、2019年

9月中間期には、貸倒引当金を積み増した金融機関が増えている。

このような経営環境が、地域に密着する金融機関による中小企業、特に、経営改善を進める中小企業への貸付けや支援を抑制させると危惧する。前田絵美（2017）は、企業再生などリスクの大きな融資において、信用金庫の積極性を阻害する要因に、経営体質と人事評価方法があるとする²が、この点は、他の業種の金融機関も同様である。本稿では、前田絵美（2017）の結論に加え金融行政と金融政策が、経営改善に取り組む中小企業に対する金融支援に対してリスク回避志向を強めさせ、中小企業の存続に負の影響をもたらすのではないかと考え、先行研究の分析に加え事例を検討した。

1. 金融機関と金融行政並びに金融政策

金融機関は、主務大臣の認可を受けて事業免許を取得する必要があるが、先行研究では準公益事業であるとする評価もみられる。また、銀行法など法の規制により、業務改善命令を受けることもある。これら法に基づく規制には、金融庁による検査・監督、日銀による考査などがあるが、取組み実施に伴う費用負担は、金融機関の負担である。また、預金保険制度によるセーフティーネットもあるが、その保険料の負担は軽くない。

1998年に金融監督庁が発足当時の検査・監督方針が、「ルール重視の事後チェック行政」、「厳格な個別資産査定中心の検査」、「法令遵守の徹底」の3点を基軸としていたことから、2005年には不良債権問題に決着をつけることができたが、その反面では、事業内容ではなく担保・保証の在るなしを重視したため、企業やその経営者、将来性を評価しない融資となり、リスクをとった貸付けを含む金融仲介機能が発揮されなかったと、遠藤俊英（2019）は整理し、金融行政は、「金融システムの安定」、「金融仲介機能の発揮」、「利用者保護」、「利用者利便」、「市場の公正性・透明性」と「市場の活力」の6つの

目標に基づき進めるとした³。

（1）金融行政と金融機関

金融機関の経営環境を2018年の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下、検査・監督基本方針）では、人口減少や高齢化の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続、FinTech等の登場等により、厳しさを増し、適切なりスクテイクを通じた収益性の確保なしには持続的な健全性を確保することはできないという認識を示す。こうした認識に基づき、金融機関の取組みは検査・監督された。

①金融庁による検査・監督

2018年6月の検査・監督基本方針では、実質・未来・全体の視点に重点がおかれ、金融行政の目標は各目標間においてバランスをとるため、見直された。それは、第一に、金融システムの安定、利用者保護、市場の公正性・透明性の3目標において、最低限の基準を満たすように設定されているか、第二に、将来の蓋然性を評価できているか、第三に、ビジネスモデルやリスク管理の高度化のための創意工夫やベスト・プラクティス追求への努力が行われているかを監督すると同時に、対話を通じて支援するとされた。

これに対して、村本孜・内田真人（2019）は、「マイナス金利政策」の副作用が、収益の悪化という結果をもたらし、金融機関の収益性、健全性を大きく損なう事態をもたらしたと指摘する。他の先行研究でも同様の見解が示されている。

このような状況の下、収益確保とリスクをとった貸付けという実現困難な取組みが求められていると本稿は考える。リレーションシップバンキングから地域密着型金融、近年の事業性評価に基づく貸付けと類似する取組みを求められ、その実績の蓄積も進んだと思われるが、地方銀行の多くで収益の悪化がみられることか

ら、金融行政や金融政策の求めが、必ずしも有効なものとして結びついていないのではないかという疑問を生じさせる。

②金融検査マニュアル

金融検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査・監督する際に用いる手引書として位置づけられた。そのような特性もあって、金融機関は金融検査マニュアルを参照して、方針や内部規程を整えた。金融危機の時代には、自己査定、償却・引当、リスク管理態勢、法令遵守・顧客保護態勢の確立に役立ったと評価された。

(2) 検査・監督と金融機関

検査・監督基本方針に基づいて、対話と丁寧な説明とともに、基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題がみられる金融機関に対しては、厳正な最低基準検証と要改善事項の明確な指摘を行うとする。このため、金融検査マニュアルに従い金融機関は、「債権分類基準」⁴に基づいて不良債権を分類し、予測される損失額を算出し、引当金を積み立てる⁵ことになる。

①自己資本規制

金融システムの安定に向けた国際的な枠組みとしてバーゼル合意がある。そこでは、適切な水準の自己資本と情報開示を通じた市場規律に従うことが求められる。現在のところ多くの金融機関は、自己資本は充足している。

②貸倒引当金

貸倒引当金の積立ては、自己資本比率の維持・確保と深く関連する。金融機関は、融資の回収不能に備えて、損失額を見積り貸倒引当金として計上することが求められ、常に、その充実が求められる。その理由は、適切な償却・引当が、金融仲介機能の強靭性の基礎であるためである。ところが、金融機関には、不良債権を絶対につくらないのではなく適切なリスクテイクをしつつ、収益性と健全性を両立させるというビ

ジネスモデルの実現が求められている。それは的確な実態把握に基づく管理によるものとされる。

(3) 検査マニュアル廃止に伴う諸課題

金融検査マニュアルは2019年に廃止されたが、それが、金融機関の取組みにどのような影響を与えるのか。金融検査マニュアルの廃止が、金融機関の業務、特に貸出に及ぼす影響は少ない⁶。廃止後は、創意工夫とベスト・プラクティスを追求する努力、その一つが、担保・保証にとらわれず、企業が稼ぎ出し得る収益に基づいた貸付けである。そのためには、事業者の経営資源の把握に基づき将来を予想することが求められ、しかも引当金を的確に積み立てることが求められる。東京商工リサーチは、金融機関には地域の産業の事情に精通すると同時に取引先との積極的な対話を行い企業に寄り添うこと、そして過去の実績だけでなく、足元の情報に加え将来予測を行うことが求められるとしている。

ところが、将来の予想は難しい。橋本卓典(2018)は、一定の時間、知識と判断を必要とするが、そこでは事業性を見極める目利き力が求められる。しかし、目利きにはノウハウの蓄積、目利きを担う人材の養成が不可欠である。いずれも時間と費用を要する。収益を確保するためのビジネスモデルであるものの、そのための財務負担は重い。金融行政が求める結果の実現は、容易ではない理由がここにある。

2. 金融機関と金融政策

金融行政とともに金融機関の経営に大きな影響を与えるものに金融政策があり、それは日銀考査である。通貨・金融の調節としての金融政策の遂行、決済システムの運営、金融機関の財務・経営状況の監視が目的である。それは、信用秩序維持政策（プルーデンス政策）と呼ばれるが、金融機関と金融政策の関係を検討した⁷。

(1) 日銀考査

日銀考査について白川浩道(2014)は、金融機関等を対象とした立入調査であり、その目的は、個別金融機関の経営実態、リスク管理の適切性などの把握であると整理している。さらに、金融機関のリスクへの対応力の検証も含み、資産査定、有価証券運用や新規事業・業務等の調査により、リスク管理状況が評価されると述べている。日銀考査は、金融庁検査と類似するが、立入調査権や資料提出請求権、そして、罰則はない。日銀と金融機関の契約に基づいた相互信頼関係が基本だが、十分な威力を持っているとする。

(2) 考査の方針と重点事項

①考査の方針

日銀は、2019年度の考査について、外部環境に対する経営陣の認識と中長期的な経営戦略に基づく収益力および経営体力について、先行きの見通しを含めて把握・評価し、ストレス耐性の点検を行うとする。また、金融機関のリスクプロファイルについて、足もとの状況と先行きの方向性を把握し、リスクへの対応力を点検し、経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備状況や有効性について、持株会社による経営管理機能や内部監査の機能を含めて点検するとしている。考査の運営は、リスクの所在やその影響等に応じて、調査に、めり張りをつけるとされている。

地域金融機関については、その収益低下傾向を踏まえ、収益力に焦点を当て調査範囲を限定する「ターゲット考査」を実施し、必要に応じて、信用リスク管理または市場リスク管理を調査対象とする。そして、信用コストが増加に転じつつあるため、貸倒損失の見通しを検証し、適切な償却・引当方法について対話を深めるとする。もっとも、株式会社である銀行と会員の相互扶助を目的とした協同組織金融機関の特性の違いには留意するとしている。

②2019年考査の重点事項

金融機関が、将来にわたり金融仲介機能を安定的に発揮していくためには、収益力、すなわち持続性の高い利益を獲得できる力を確保し、経営体力を保持することが重要であるという認識の下、収益力・経営体力、ガバナンス、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナルリスク管理などの重点事項が示されている。中小企業への貸付けとの関連では、適切な償却・引当、さらに企業の活力向上支援が調査対象となる。企業の活力向上支援では、経営課題の解決のための助言や提案、支援などを本部と営業店が適切に連携して行っているか、業況が不安定な債務者については、他の金融機関や外部専門家等と連携し抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているかを点検するとしている。

以上のように日銀考査では、金融機関には金融システムの安定のための取組みを求めている。その上で、収益性の低下がみられる金融機関に対して、収益力の確保による財務の健全性の担保、貸倒損失の見通しに基づく適切な償却・引当を求めている。

しかし、将来を見通した対処は容易でない。債務者の経営実態に基づく事業の将来性の的確な分析は、プロのコンサルタント会社であっても難しい。自行での実施も、ノウハウの蓄積が求められるが、異動が多い職場を持つ業種でもあり容易なことではない。また、業況が不安定な債務者への抜本的な解決策の提示も、経験や成功例などに基づく応用が不可欠であり容易ではない。特に、企業経営者の納得を得ることは困難でもある。リレーションシップバンキング、地域密着型金融、そして事業性評価に基づく貸付けを金融機関は長年実施してきた。峰岸信哉(2019)は、成長可能性を基にした企業評価は、リレーションシップバンキングを行っていた地域金融機関の企業文化の中で醸成され、それを従来は得意としてきたと指摘するが、近年では

金融機関がそうしたノウハウを蓄積することは、コスト面、人材不足、優良企業に対する財務成績に基づく簡易な評価による貸付け、そして短い期間で異動が行われる業種であるという特性もあることから難しい。

(3) 日銀が認識する金融機関が抱える問題

「2019年度の考査の実施方針等について」では、考査に基づいた金融機関の問題が例示されており、それは、①リスクプロファイルの変化に対して、管理体制の見直しは十分でない、②中期的な収益力の把握、様々な取組みの収益性（コスト・リスクとリターンとのバランス）の管理が十分でない、③機動的な意思決定を行い得る体制が整備されていない、④サイバーセキュリティ対策面で管理が十分でないとされる。また、自己資本比率は、総じて充実した水準にあり十分な損失吸収力を備えているとされたが、地域金融機関ではリスクアセットの拡大ペースに見合った収益を計上できていないとされた。そのため、強固な財務基盤の確保と明確な経営戦略に基づく前向きなリスクテイクのバランスよい実現、適切なリスク管理と収益力の確保を金融機関に求めている。

これらの要求は、金融庁の検査・監督の指針とも共通するが、金融機関の自己努力だけで実現できるものではない。外部の専門家や公的支援機関との連携も提唱され、実際にその取組みも進んではいるが、セキュリティや情報保護、コストの面から十分活用できている、あるいは活用できる状況にない。

(4) 考査への日銀の姿勢

白川浩道（2014）は、1998年に起こった金融危機等の混乱が生じた要因として、日銀の金融機関監督が不十分であったと指摘する。そして、組織改革私論として日銀の考査権限と銀行監督権限の拡充を必要とした。2019年の考査方針からは、日銀が考査権限や銀行監督権限を強めているとまでは読み取れないが、考査権限や監督

権限は、容易に緩められることはないと思われる。

金融機関は、金融行政の下、リレーションシップバンキング、地域密着型金融、そして近年の事業性評価に基づく貸付け⁸が求められてきた。それは、検査・監督及び日銀考査による実質的な強制力を持った後押しであり、金融機関は収益性と健全性の両立を求められている。金融機関は、その要請にこたえているが、現実には、収益の維持も大変であり、その向上の実現は困難である。そのため、経営改善に取り組む中小企業への金融支援の場面では、金融支援には限界を生じるのではないかと危惧する。

3. 事例分析

この章では、事例分析を通じて、経営改善を進める中小企業に対する金融支援について確認し、その上で課題を検討する。福田慎一・粕谷宗久・中島上智（2007）は、日本の中堅・中小企業のデータの入手は容易でないとしているが、実際に、財務データを公表できる中小企業は少ない。そのため、橋本卓典（2018）が紹介する事例 X 社を用いて分析すると同時に、筆者が支援した F 社と K 社の事例を分析した。また、S 社という架空の会社を用いて、経営不振に陥った中小企業が、条件変更を受けるか否かにより、財務状況に変化を生じるかについて確認を行い、金融支援における課題を抽出した。

(1) 『日本版金融排除』で例示された X 社

日本版金融排除⁹は、2016事務年度の金融行政方針Ⅳ「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等」で示されたが、橋本卓典（2018）により話題となった。ここでは、ここで紹介された鉄鋼業者 X の事例を引用する¹⁰。

「姫路信用金庫がメインバンクとして取引する鉄材料を加工する鉄鋼業者 X は、1991年に姫路信金から工場の建設資金 1 億5,000万円の融資を受けた。その後、業況が悪化し、93年に

返済猶予などの条件変更を受けた。通常、条件変更を受けると、不良債権とみなされるため、金融機関は貸倒引当金を計上しなければならない。このため、こうした企業が返済する資金は、元本返済に充当されるケースが多い。なぜならば、貸倒引当金は、貸出債権の元本で決まるからだ。貸倒引当金を計上しないようにするため、金利分の返済に充当するより、元本返済させるのだ。すると、必然的に返済されない未収利息だけが積み上がることになる。

姫路信金は X 社から2015年まで、21年間にわたって返済分を元本に充当し続けた。このため元本は残額1,000万円まで減っていた。つまり、X 社は1億4,000万円を自力返済してきたのだ。一方、未収利息は1億800万円にまで累積していた。1,000万円を返済し終わった場合、姫路信金は未収利息を回収することもできたが、21年間にわたり返済を続けてきた X 社の事業存続を支援する観点から、しまなみサービサーに元本の残り1,000万円と未収利息債権1億800万円を合わせて、3,600万円で債権譲渡することを決めた。3,600万円で債権を買い取ったしまなみサービサーはどうしたのか。X 社から債権の元本1,000万円を返済させるとともに、X 社の社長に、1億800万円の未収利息の債権を3,300万円で買い取らせた。これによって社長が、自分の会社である X 社に対して、未収利息債権の返済を求めなければ、未収利息の問題は事実上、消滅する。加えて、しまなみサービサーは準メインバンクであった但陽信用金庫とも調整し、但陽信金が4,300万円を X 社に対し、工場の担保を譲り受ける形で新規融資し、円満にメインバンクの座を交代した。」(pp152-153) という内容である。この事例から、中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法という）が施行される以前から、返済における一定の金融支援が行われていたこと、貸倒引当金の計上が金融機関に影響を及ぼすことが推測される。そして、サービサーが果たした役割を示す良い事例である。

もともと、しまなみサービサーは700万円の収益、但陽信金も新規取引先を確保し、債権を譲渡した姫路信金も一定のリターンを得ている¹¹。そして、X 社も負債を圧縮することができた。しかし、姫路信金は貸倒引当金への計上を強く意識し元本の回収を優先したこと、最後には取引先を手放したという評価もできる。また、X 社が返済可能であった700万円をベースに元利返済を設計（＝支援計画とその実行）することも可能であったのではないかと、それにより、サービサーを介した債権放棄を行わずに、取引も継続できたのではないかと考える。

では何故、事例のような結果となったのか。そこには、信用ランク付けとそれに基づく貸倒引当金の積立て、金融システムの安定維持があり、金融庁の監督・指導、日銀の考査などが背景にあったからと考える。

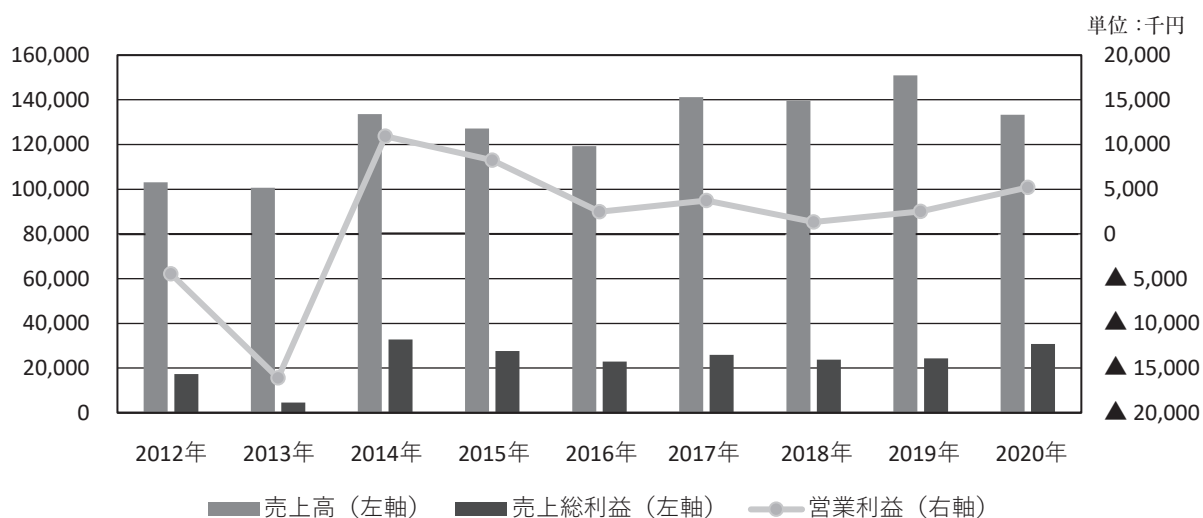
(2) 建設会社 F 社

F 社（正社員数4名、メインバンクは協同組織金融機関）は、主に公共工事を行う建設会社である。公共工事が主体であるため受注＝競争入札での落札が売上となる。入札の実施時期は不定期であり、しかも確実に落札できるとは限らないため、応札を抑制することは難しい¹²。また、天候不順による工事の延長に伴う経費支出増、特に外注費やリース関連費用は F 社が負担するという事情がある。そして、競争入札であるために経費削減には限度もある。

2019年の借入金増加は、運転資金の一部相当額を日本政策金融公庫との協調支援により長期返済に借り換えたためである。期中の資金需要の発生は、受注毎に先行する外注費や資材関連費の支払いが生じるためである。その資金需要は短期資金の借入＝メインバンクの金融支援で補う¹³。

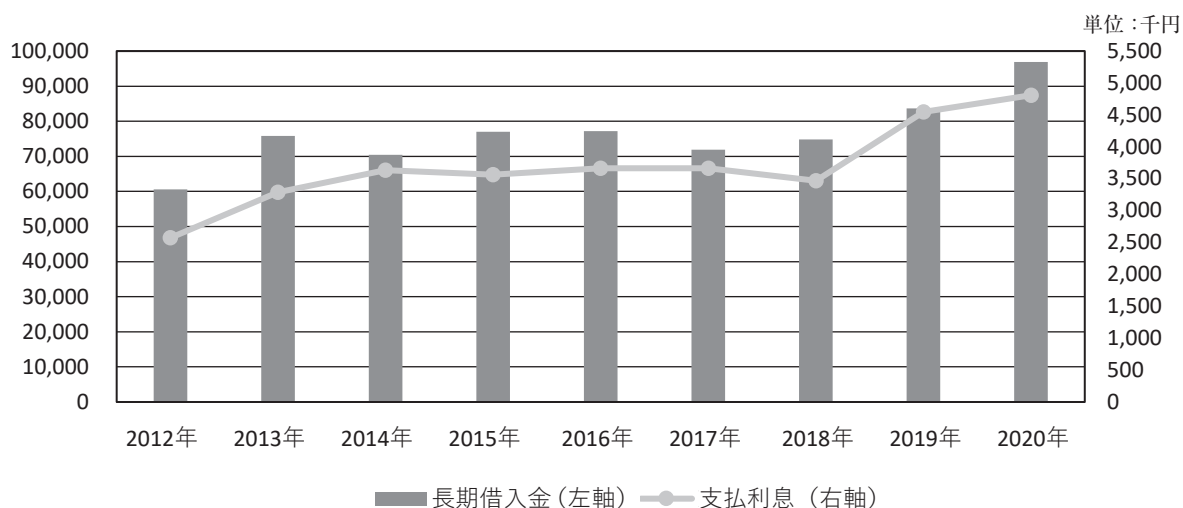
図表1からは、F 社の実績の推移（左軸）は売上高をみると良好だが、営業利益（右軸）は低迷していることがわかる。図表2は、借入金（左軸）と支払利息（右軸）の推移だが、借入

図表1 建設会社F社の実績推移



(出典) 筆者作成

図表2 建設会社F社の借入金と支払利息の推移



(出典) 筆者作成

金とともに、支払利息も増加¹⁴するため、経常利益の確保と内部留保は難しい。そのため、経営的には苦しい状況から脱せない。F社が採り得る改善策には、①売上原価に相当する支出の抑制、つまり、外注先を多用せずに自社施工の割合を増やすこと、②落札の抑制、が考えられる。それぞれの対策は、F社において受注コントロールが難しいという特殊性もあって容易ではない。もっとも、F社が実績を伸ばしているのは、一定の技術水準を持っているからである¹⁵。経営における自助努力も必要だが運転資金の金利低減が実現できれば、F社の場合には、

内部留保≒返済資金を充実させることが可能である。

本事例は、金融機関に求められている信用ランク付けが、経営改善を進める中小企業にもたらす負の影響を示した。それは、リスクに基づいた金利設定により高い金利が設定されるため、収益確保が難しい業種や事業者の状況においては、それがさらに低収益からの脱却を遅らせることになること、一方で、金融機関は金融システム安定のために適切な対応を行っていることを示している¹⁶。

(3) 卸・小売会社 K 社

K 社（正社員数 5 名、メインバンクは協同組織金融機関）は、関東近県で農業関連資材などの卸及び小売りをを行っている。後継者候補が会社に入り、営業活動を強化し新たな顧客を開拓するとともに、小売りに乗り出すことなどにより営業収益の改善を図っている。取引先は、生産法人が増加する一方で、既存顧客である個人農家は高齢化に伴い減少しており、廃業しないまでも取引量の減少や新たに配達（しないと商材を買ってもらえない）業務が増え、コスト増をもたらしている。2017年決算期の売上高の減少があり、支出の抑制が間に合わず大幅な損失を計上した¹⁷。メインバンクは、業歴や個人資産等を踏まえて貸付けを実施し資金繰りを支援しているが、複数の金融機関からの借入金があり、その返済を借入で賄うという状況¹⁸にある。そのため、業績が回復してもキャッシュフロー¹⁹が十分確保できていないこともあり、借入金が増加する結果となっている。図表 3 と 4 から 2017年から 3 年間の約定返済は難しい状況であったことは明白だが、地域金融機関は前述のように会社資産などに余力があること、後継者がいることから、事業性を評価して支援を継続している。加えて、役員報酬など中小企業特性

にかかる販管費支出²⁰もあり、信用ランクを維持している。しかし、返済を行ってはいないが事業損益では返済元金まで賄うことができていないため、新たな借入により返済を行っている²¹。そのような状況が継続することについてメインバンクも懸念しており、経営改善に向けての助言などの支援を進めている。図表 3 の「償還」は借入金に対する返済期間と 1 年に求められる返済額について運転資金²²を考慮した場合としない場合の 2 パターンを想定して計算した。15 年は信用保証協会の保証メニュー（商品）の使用を前提とする²³。K 社の直近の決算でのキャッシュフロー（約 300 万円）では、10 年での約定返済は不可能であり、それは、15 年でも難しい。

K 社には収益を高めてキャッシュフローを増加させること、金融機関には稼ぎ出せるキャッシュフローでの返済を可能にする支援が求められるが、現在の金融行政及び金融政策の下での制約もあり、メインバンクの対応には限界がある²⁴。K 社は経営改善計画の作成はしていないが、資産や中小企業特性を考慮した金融支援が行われている。しかし、現在のような状況では、収益の増加が実現できず、借入により返済することから脱却できない場合には、将来、資産査定に基づくリスク管理の強化が進むことが想定され、その際には協同組織金融機関であるメインバンクであっても、貸付けに対する姿勢が厳しいものに変化することも予測される。

図表 3 K 社の借入金と期間別年間予測返済額

単位：千円

| | 2019年期末決算 |
|--------|-----------|
| 短期借入金 | 74,000 |
| 長期借入金 | 25,000 |
| 小計 | 99,000 |
| (役員借入) | 4,000 |
| 前年対比増減 | 5,000 |

| | | 10年 | 15年 |
|------|--------|-------|-------|
| 償還 | 80,000 | 8,000 | 5,333 |
| 運転資金 | 19,000 | - | - |

| | | 10年 | 15年 |
|------|--------|-------|-------|
| 償還 | 99,000 | 9,900 | 6,600 |
| 運転資金 | 0 | - | - |

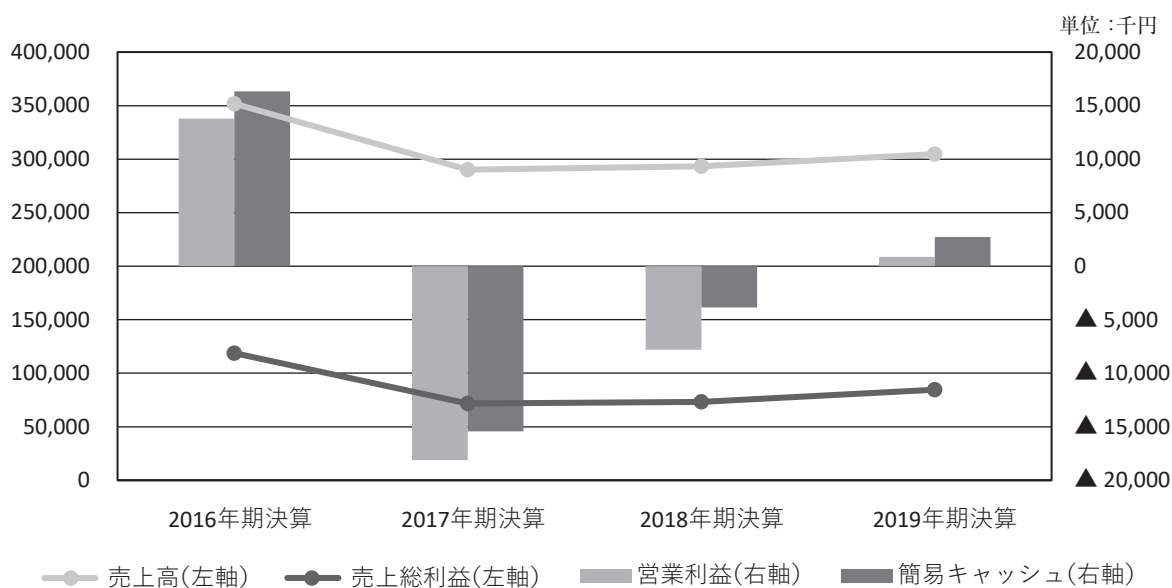
(出典) 筆者作成

(4) 事例が示すこと（事例の共通点）

①事業規模

第 3 章（1）から（3）の事例で紹介した企業は、それぞれ小規模な事業者（X 社については長期間返済を続けていたこと（返済に長期間要したこと）、利息の支払いまでのキャッシュフローを稼ぎ出しえていないと考えられることから推測）といえる。特に、家森信善・近藤万峰（2007）では 5 人以下を零細企業、資本金 1,000 万円未満を超零細企業としているが、事

図表4 K社の実績推移



(出典) 筆者作成

例企業はそれぞれ零細企業に該当すると思われる²⁵。

②借入金返済までの長い期間

X社はサービスの支援による返済期間を含めると30数年という返済期間と推定される。K社やF社も借入金の完済までには長い期間(20年超)を要する。

③重要な役割を果たす金融機関

家森信善・近藤万峰(2007)は、超零細企業に対する金融機関の貸出態度は極めて厳しく、小規模な企業ほど資金調達に苦しむ状況は、全国的な傾向と分析している。X社、K社及びF社の例も含めて、それは現在でも変わらないが、事例各社のメインバンクは協同組織金融機関であり、地域において零細ないしは超零細企業の事業継続において重要な役割を持つことを示す。厳しい金融支援環境の下で、支援が継続されたのは事業者との一定期間に及ぶ関係があったこと、貸付金額も決して少額でないためと考える。

④貸倒引当金積立てと債務者区分

橋本卓典(2018)は、条件変更等の申出が貸倒引当金積立をもたらす金融機関にとって負担となることを指摘している。円滑化法施行前に支援されたX社でも債務者区分は引き下げられ、新たな資金調達も容易ではなかったと推測される。また、F社の債権が自治体からの工事代金であっても短期借入の利率が長期借入金の利率よりも高いが、その理由は、債務者区分が低い(低い評価=信用ランクが低い)ためである。そして、K社については、条件変更を申し出ることで資金繰りを楽にすることが可能だが、実際には返済のために借入金を増やしている。企業にとって条件変更等が新たな資金調達に支障をきたすことを経営者が懸念しての対応の結果²⁶と考えられる。

吉鶴祐亮(2015)は、中小企業側が持つ意識として、貸付条件変更を求めた事業者は信用力が低いと判断されるため、新規融資が受けられなくなることを懸念することがあり得るとしているが、K社はその意識により借入で返済を正常に保った例である。もちろん、正常な取引に留めたいという金融機関としての意向も働いたことは否定できない。

図表5 S社のキャッシュフローと返済のイメージ

単位:万円

| | I期 | II期 | III期 | IV期 | V期 |
|----------------|-----|-----|------|-----|-----|
| CF | 200 | 100 | -100 | 100 | 100 |
| 返済①(約定) | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 返済②(変更) | 160 | 160 | 160 | 80 | 80 |
| 留保 or 不足① | 40 | -40 | -260 | -60 | -60 |
| 留保 or 不足②(変更後) | 40 | 0 | 0 | 20 | 20 |
| 運転資金① | 0 | 0 | 260 | 60 | 60 |
| 運転資金②(変更後) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 借入額① | 800 | 640 | 740 | 800 | 860 |
| 借入額②(変更後) | 800 | 640 | 740 | 660 | 580 |

(出典) 筆者作成

(5) 事例からみえる金融機関による金融支援の課題

①償還(返済)期間と過重債務の構造(イメージとシミュレーション)

架空の企業S社を用いて検討する。S社は、設備投資等のためI期当初に800万円を借入れ、5年(160万円/年)で返済することとなった(図表5の借入は年初の額を想定、VI期には完済している予定)。図表5は、S社の5期のキャッシュフロー(以下、CFがプラスの場合、収益も黒字と想定する)と返済をイメージしたものであり、返済条件の変更の有無の影響を検討することに用いたが、その相違と変化が現れるのはIV期からである。

運転資金についても①と②を設けたが、運転資金②では借入れの必要がなくなったことを示す。I期の事業は良好で返済にも問題はない。ところが、取引先の不振もありII期目のCFは100万円と減少した。もっとも、前年の利益の留保があるため返済には問題はなかった。III期では取引先の倒産の影響を受け、CFがマイナスとなり、不足を補うため260万円を運転資金として借入れた(III期の借入額は、 $640 - 160 + 260 = 740$)。IV期とV期では、返済条件の変更をしない場合①と実行した場合②を示す。S社は経営改善を進めたものの市場環境の変化もあり、I期の収益に戻すことはできなかった。条件変更しない場合にはCFでは返済ができず返

済のために借入(図表5では運転資金とする)をする必要があるため、借入額は減らず、黒字であるもののV期には借入額が増加する結果となる。一方、条件変更を受け、さらに余裕を持った返済を行った場合には、借入額の返済も進むことになる。

S社は、IV期にはV字回復ができたこと、一定レベルのCFを稼ぐことができたこと、借入額も大きくなかったことから、条件の変更後は返済を進めることができるようになった。

②地域の小規模事業者には長期的な視点での支援が必要

事業規模が小さく、経営資源に不足があるとされる小規模な企業であっても、事業不振に陥りながらも事業と雇用を継続させ、業績を維持あるいは向上させることが可能であること示す。

奥野博幸(2007)は、非効率な企業は淘汰されるべきとの考えが少なくないことを指摘しつつ、一時的に経営が悪化した企業が長年にわたって育成してきた技術とともに破綻することについて業界だけでなく地域経済、そして、国民経済にとって損失となると指摘する。特に、長い技術の継承が必要な製造業では取り返しのつかない損失となるし、長期的な観点で企業を支援する銀行の役割を見直す必要があるとも述べている。この指摘は、重要な施策となっている事業承継や事業継続の支援に通じる。また、X

社の事例からは、奥野博幸（2007）は、適切であることを裏付ける。業種は異なるが、それぞれの業界、地域においても同様の事業者が存在すると推測され、事例としたK社とF社についても、同様である。

S社の例（図表5）では、施設の改修や設備の更新を想定していないが、通常これらの点も考慮した金融支援が求められる。また、事業収益を上手く稼ぎだすことができない場合や市場環境が変化することもあり得る。

以上の点から、筆者は、奥野博幸（2007）が示したように、長期的な視点に立って事業者に対応すること、それは、返済が長期間に及ぶとしても、金融機関は、返済可能な範囲内の金額での償還を受入れて、金融支援・取引を継続すること、そして、行政等には、金融機関が単独で支援を行うことが困難な時代であることに鑑み、金融支援を円滑に進めるための施策の立案を求めたい。

4. 金融機関と経営改善支援

本章では、金融機関と関係の深い金融行政の変遷、特に金融安定化法が施行された1998年から2019年の金融検査マニュアルの廃止までの期間を整理した。そして、金融行政が金融機関の中小企業への貸付け、特に経営改善支援に及ぼす影響を検討した。

（1）金融行政の変遷と金融機関

金融機関は、法に基づく規制と指導を受ける。西田顕生（2018）は、1998年頃から不良債権問題で揺れた2004年、また、不良債権問題が収束した2005年頃から2007年までの期間、そして2008年以降の金融危機への対応と地方創生への貢献が求められるようになった2013年以降の期間にわけて、支援策を検証している。そして、わが国における中小企業と金融機関の関係構築が政策的にどのように進められたのかを明らかにしている。

1997年11月の大手金融機関の経営破綻を契機

とした大規模な金融システム不安の発生に対して、政府は、1998年2月に成立した金融安定化法に基づき30兆円の公的資金枠を確保し、主要行等21行に総額1兆8,156億円の資本注入を行った²⁷。その結果、1万社の倒産、10万人の失業、2兆円の民間企業の損失回避の効果があったとされるが、財政負担は大きく、2006年3月末時点において、保証承諾案件の中の22万件、金額にして2兆3,468億円が代位弁済に陥り、しかも回収は2,850億円と想定を大きく下回ったことから、準備した信用保証協会への補助金と信用保険部門への出資金では損失を処理ができずに、2003年度から2005年度にかけて、5,521億円を政府が出資することで処理することができた。

また、2004年12月の「金融改革プログラム」により、2005年度から2年間の金融行政の指針と改革のロードマップが定められ、地域密着型金融の推進方針が示された。そして、2005年3月にアクションプログラムの評価に基づく金融審議会金融分科会第二部会座長メモが公表され、地域密着型金融の成果として期待された企業の将来性等を評価する「目利き」能力は不十分であり、融資判断が依然として財務データや担保力に偏重しているとする厳しい評価がされた。

その後、リーマンショックを契機とする「100年に一度の大不況」において、金融機関の貸出態度は萎縮し、「貸し渋り」や「貸し剥がし」が社会問題となった。そのため、政府は金融機能強化法を改正し、金融機関の資本増強や緊急保証制度の拡充による金融仲介機能の確保を図るとともに、中小企業金融円滑化法を施行し、中小企業者の資金繰りを下支えした。『日本再興戦略』（改訂2014）では、地域の活性化や中小企業者等の革新を実現するために、地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等を図るとする閣議決定がされ、それは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれた。2019年には不良債権処理施策の象徴であった金

融検査マニュアルは廃止され、厳格な資産査定と法令遵守状況の確認を柱とした検査・監督から、金融機関に対し、持続可能なビジネスモデルの構築を目指すよう創意工夫を求める検査・監督へと変更された。

政府方針と金融行政の指針に基づき、不良債権処理や中小企業等を中心とする資金繰り支援が行われてきたことがわかる。

(2) リレーションシップバンキングから事業性評価に基づく貸付け

現在の事業性評価に基づく貸付けに至るリレーションシップバンキングから地域密着型金融までの背景を(1)で確認した。西田顕生(2018)も、リレーションシップバンキングの機能強化は、中小・地域金融機関の審査能力の向上を目指した施策であったとし、その後、地域密着型金融、事業性評価と呼び名を変えつつも、顧客との長期継続的な取引関係において定量化困難な信用情報を活用する金融サービスの提供であるという本質は変わっていないとする。つまり、金融機関はリレーションシップバンキングに取組み、また、取組むことが求められ、一定のノウハウは蓄積されたはずである。一方、中小企業の資金繰りとの関係では、金融機関の貸付けに大きな影響を与えた円滑化法について触れる必要がある。

(3) 金融機関に求められる役割

①金融機関に求められる役割

増田辰良(2017)は、円滑化法の効果と問題について、金融機関の公的性格と役割、責務を整理している。特に、金融危機時の公的資金注入により、金融機関は存続を支援されたことから、利益を最大化することだけではなく、公共的な役割も負うとする。特に、中小企業者の再建に寄与することは社会的責務であるとする。

金融機関が中小企業者の再建に寄与することが社会的責務とまで言えるかについては検討の余地があるが、この点について本稿は賛同する。

そして、縮小する市場、特に、人口流出が進む地方において、金融機関が持続的に経営を続けるためには、中小企業の再建に寄与すること、つまり、事業再生並びに経営改善を支援することは、重要であると本稿は考え、中心的な役割を担う組織として期待する。

②難しい中小企業に対する経営改善支援

福田慎一・粕谷宗久・中島上智(2007)は、非上場の中堅企業や中小企業の信用リスク、キャッシュフローを個別にモニタリングすることは難しいとする。また、「逆選択」、「モラル・ハザード」、「不完備契約」といった問題が生じやすく、「流動性制約」に直面すると述べる。特に、金融機関のバランスシートの悪化は、キャピタル・クランチ²⁸を生じさせ、それに伴う事業者の資金繰り悪化が、設備投資の抑制をもたらすと指摘する。

この考察からは、企業への貸付けは、金融機関の経営基盤が強固なことが不可欠なこと、事業者の情報入手による評価が金融支援に必要であることが理解できる。しかし、販路開拓支援など健全企業の支援でも将来についての予想は難しい。特に、事業再生並びに経営改善の支援では、目利きが求められ、そのための取組みが長期間行われてきたことを踏まえても、将来に対する予測は難しい。

小林一(2016)は、本来、地域金融機関は、他業種の特長や強み・弱み、そして、課題を把握した上での改善支援が求められてきたものの、実効性があがらないことから、経営改善支援専門機関を認定し、金融機関の不足を補うことになった。そうした公的支援機関を活用することが求められたとする。金融機関は、長年リレーションシップバンキングに取組み、ノウハウの蓄積も進んだと考えられるが、小林一(2016)が指摘するように、取引先である企業の特長を良く知り得る立場にもかかわらず、何故、改善支援の実効性が上がらないのだろうか。また、何故、認定支援機関や公的機関の活用を

求められているのか。これらの点は、経営支援の難しさを示唆する²⁹と史料する。

(4) 金融機関による中小企業への支援と貸付け

金融機関（貸手）と企業（借手：特に、間接金融に頼る中小企業）との間には、情報の非対称性と契約の不完備性などが存在することについて、多くの先行研究がある。また、解決策も示されている。内田浩史（2010）は、リレーションシップ貸出のメリットは、ソフト情報の蓄積を通じた情報の非対称性の軽減とする。それは、ハードな情報の利用が難しく、トランザクション貸出の対象とならない情報の透明性が低い企業に対して有効とする。そうした企業は規模も小さいことがあり、中小企業向け貸出において効果があると論じている。

①貸出を抑制する可能性とその要因

増田辰良（2017）は、金融機関のリスク回避的行動について、貸し渋りや信用割当などと呼ばれ、そのような事態が起こり得る理由として、中小企業者の潜在的な事業能力が審査でも判明しないためと述べる。特に、その情報が中小企業者側に偏在するためと述べる。さらに、その偏在を中小企業者がうまく利用するときがあり、その際に、モラル・ハザードが発生するとする。つまり、情報の非対称性が、金融機関のリスク回避行動、企業のモラル・ハザードを引き起こす要因としている。他の先行研究でも同様の考察があり、この点の解決が求められる。特に、金融機関側の取組みにはコスト負担があること、資金調達への需要は事業者側から起こることもあり、中小企業側から積極的に情報を共有する取組みが、両者の良好な関係構築には有効と考える。小川一夫（2008）は、金融機関の財務状態の悪化が貸出を減少させ、過剰債務に苦しむ不動産業、建設業など非製造業の大企業に限定されたものの、追い貸しが行われたと述べる。また、金融機関の財務状況が資金調達手段に制約がある中小企業の設備投資や雇用にマ

イナスの影響を及ぼすとも述べる。前田絵美（2017）は、協同組織金融機関である信用金庫が、中小企業への積極的な融資を通じて、地域に貢献することが期待されるとしつつ、その積極的な融資を阻む要因について、信用金庫法と金融検査マニュアル、そして、地域金融機関としての経営体質並びに人事評価方法を挙げている。経営体質並びに人事評価方法は、企業再生などリスクの大きな融資を阻害する要因の一つとして有力であるとする。

②信用リスクと人事評価

内田浩史（2010）は、金融取引において、借手が将来において返済を行うことができるかどうか分からないという不確実性を挙げ、信用リスクまたは債務不履行リスクについて説明を加えている。また、谷守正行（2019）は、銀行の管理会計におけるリスクとは信用リスクのことであり、与信関係費用もしくは信用コストを指すとする³⁰。そのうえで、営業店の業績評価において、償却債権取立益も含めて評価することで、債務者の業績回復のサポートや貸倒れが発生した債権であっても多くを回収するという行動を促すべきとしている。前田絵美（2017）及び谷守正行（2019）らは、金融機関の組織（本部）が、信用リスクの回避志向を基にした人事評価を行い、その評価に職員は影響され、金融支援の現場において、リスクの発生に対して抑制的な姿勢を持たせることを理解することができるとする。

③信用リスクと債務者区分

金融機関は信用リスクに対処している。それは、債務者区分に基づく取引先に対する信用ランク付けに表れる。そして、金融検査マニュアル自己査定の（別表1）において5区分されていることに従い、5区分に応じた償却及び引当が行われる³¹。外部監査では、区分に基づき、適正に管理されているかを評価される³²。

④自己資本比率の維持・確保

債務者区分と信用ランク付けは金融機関の自己資本比率の維持と強く関係する。福田慎一・粕谷宗久・中島上智（2007）は、バランスシートの悪化により自己資本比率が低下した場合には、金融機関は貸出量を減少させるキャピタル・クランチを起こすことがあること、つまり、自己資本比率の悪化が貸付けにマイナスに影響すると述べている。金融システムの安定化が求められる金融機関にとって、一定水準に自己資本比率を維持することは不可欠である。それは、監督当局からの何らかの処分を受けることに結びつくからである。前田絵美（2017）が、貸出債権を優良化するために、業績が悪化した中小企業について、貸し渋りや貸しはがしが顕著に表れると述べているが、この点は、小川一夫（2008）が、1993年に自己資本比率規制が導入され、一定以上に保つ制約が課されたこと、そして、不良債権の発生が自己資本の減少を意味するため、不良債権が顕在化しない行動を志向するとした指摘と整合する。金融機関にとって、自己資本比率の維持あるいはその確保が不可欠であり、そのことが、貸付けに影響し、特に経営不振などに陥った事業者やそこから回復を目指す事業者に影響を及ぼすことが裏付けられる。

⑤貸倒引当金の積立てによるリスク対応

金融機関は、回収不能に備えて想定される損失額を見積り、貸倒引当金を計上する。それは、金融検査マニュアルが、通常3年間の予想損失額を見積ることを求めていることに従い³³、引当金を計上し積み立てる³⁴。

楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司（2019）では、貸倒引当金の性質について、企業経営に様々な不確実性がある以上、厳正な審査をしても貸倒れをゼロにはできないこと、そのため、一定の損失発生を前提とせざるを得ないとしている。そして、信用リスクに備える観点から、リスクに見合った貸出金利を設定する

一方で、合理的に想定される将来の損失額を見積り、貸倒引当金として計上する³⁵、そして、貸倒引当金は、金融機関の健全性を判断するための最も重要な指標の一つである自己資本比率に直結すると述べている。さらに適正な引当金積立ては、金融機関の健全性と金融システムの安定性の面から、監督当局にとって重要な関心事項とする。以上のように、先行研究によって、自己資本比率の維持と貸倒引当金の積立ての関係が整理されている。さらに、貸倒引当金の処理に関して、「少なすぎ、遅すぎる（“too little, too late”）」が危機を深刻化させたとする世界的な認識を紹介している。しかし、引当金の積立て増は、金融機関のコスト負担を高めることに直結する。それは結果として、中小企業に対する貸付けの抑制要因、特に、事業再生や経営改善を進める中小企業の資金調達の難易度を高める要因となる。

④及び本項で、自己資本比率及び貸倒引当金について確認したが、現在の縮小する市場において、金融機関だけに負担を求めることは適当ではないと本稿では考えている。それは、金融機関が金融システムの安定に資する機関であること、その下で規制を受ける一方で、社会的な役割が求められていることからである。

⑥内部統制としての外部監査（監査法人による監査）

金融機関は、財務諸表の整備について外部監査を受ける。会計監査人は金融機関が健全性を維持しているかを確認する。2018年に日本公認会計士協会が「資産査定・償却・引当に関する監査上の論点について」を公表し、原則として、国際的な引当金の積立てに関する流れにも従い、金融機関が資産査定と償却・引当が適切に行われているかを確認する³⁶。

(5) 経営改善（事業再生）を行う企業への支援と貸付け

経営改善（事業再生）を行う企業への支援と

貸付けについて、植杉威一郎・渡辺努（2008年）は、低収益の事業者の市場からの退出と生産性が高い事業者の参入の促進を肯定している。その一方で、生産性や効率性の向上と同時に、既存企業の存続を図る施策が求められると述べる。そして、事業の継続は利潤の増大が期待でき、過去の借入金負担が重い事業者でも可能とする。ただし、債権者が複数存在する場合には、利害調整の困難さから存続が望ましい事業者でも資金調達できない事態が生じるとも指摘する。この点は、金融機関の経営方針だけでなく、関係者の利害調整の困難さが、社会的に存続が望ましい事業者であっても存続が困難になる場合があり得ることを示している。

①経営改善（事業再生）を行う中小企業

植田浩史（2017）は、環境変化に対応できる中小企業へと企業力を高めることが、中小企業振興の課題であると述べる。経営改善では優良な企業がさらなる成長を実現するために現状の改善を図るという場面も想定される。その一方で、優れた技術などの経営資源を持ちながら、あるいは経営者が事業の継続に意欲を持ち実際に努力する、あるいは努力はしているものの外部要因や借入金負担の重さから、経営不振となり、または、事業の存続が難しい状態にある中小企業もあると考える。木幡績・坂井功治（2005）は、業績不振企業を売上が2年連続で前期比5%減かつ2期間いずれかで営業利益または経常利益が赤字としており、参考となる。

もっとも、売上の減少は利益を生み出さない取引の見直しなど体質改善の結果による場合もあり、必ずしも全てが業績不振とはいえない。しかし、連続赤字については資金繰りに支障をきたす場合が少なくないことから、何らかの支援を要する状況にあると言える。ただし、赤字の場合でも資産や内部留保がある場合は、一定期間、それらを取り崩すことで事業存続は可能だが、長い期間収益の回復ができない場合には、経営改善が必要であり、その開始は早いほど良

い。つまり、経営改善が必要な状態とは、本業における収益を確保できず、借入金があり、その返済負担により事業の存続が困難な状態をいう。また、損益においてキャッシュフロー（純損益+減価償却費-借入元金）が赤字であり、その状態が決算期で連続する事業者と定義するのが適当と考える。

また、井上大文（2017）は、企業のライフステージを「創業期」、「成長期」、「成熟・安定期」、「成長鈍化期」、「衰退期」及び「再チャレンジ期」の6つのステージに分け、特に、経営改善が必要な状態を上手く整理している。中小企業の状態についても、過剰気味な負債、脆弱な資本、収益性の悪化を挙げて、評価の基準としてライフステージに合わせて区分するという方法は、わかりやすい。「成長鈍化期」及び「衰退期」では、過剰債務による利払い負担に苦しみ、その結果、返済の猶予先を求めた場合には「破たん懸念先」ないしは「実質破たん先」に区分されるとする点は、中小企業、その経営者も理解しやすい。そのような経営状況では、売上の伸び悩みを主因としてキャッシュフローは限られ、新たな資金（設備資金など）調達余力はなく、元本返済は困難と例示しているが、理解できる者は多いと考えられる。もっとも、金融機関にとって、取引先が事業継続中であれば、現在では円滑化法施行時と同様の取り扱いが求められることもあり、債権回収・債権売却という支援方針の変更も容易でないとするが、金融機関と事業者間のあり様を上手く表現している。

ただし、課題は、このような負の連鎖により経営改善の実現は難しくなっている事業者に対して、どのように支援をしていくか、中小企業やその経営者の意識の醸成や金融機関の支援の後押しである。優れた技術や製品を持ち、それらが顧客から一定の評価を得ている中小企業も少なくないため、支援手法の確立が求められるところである。

②経営改善を行う中小企業

経営改善を行う中小企業とは、第一に、金融機関から借入をしており、経営状況の悪化等の影響により、約定した返済額での返済ができない事業者である。第二に、経営者が経営改善の意思を明確にし、改善に向けた具体的な取組みを実施しようとしている、あるいは、既に取り組んでいる中小企業である。経営改善の意思を明確にする方法としては、経営改善計画の作成とその内外での経営者の意思表示がある。第三に、経営者の意思と努力、企業が持つ技術やノウハウ、顧客の支持により、約定返済ができるまでのキャッシュフローを稼ぎ出せないまでも、一定期間内に損益の黒字化が可能である中小企業が支援の対象となる。

(6) 金融機関と中小企業

①リレーションシップバンキングから事業性評価に基づく貸付け

金融機関（貸手）と企業（借手、特に、間接金融に頼る中小企業）の間には、情報の非対称性と契約の不完備性が存在することには、多くの先行研究がある。その解消手段の一つが、借り手と貸手の長年の取引に基づく情報の共有である。それは、経営危機に陥った場合に、取引先の事業の評価を前向きなものとし、事業継続のための資金供給となることが少なくない。もっとも、担保があることや貸付金額が大きく破綻を避けたいという金融機関の意思も大きく影響する。ところが、谷守正行（2019）は、全国銀行協会の「よりよい銀行づくりのためのアンケート」（2012年、2015年）では、金融機関に対する融資や経営相談など事業活動にとって重要な取引についての満足度が低い³⁷という結果を紹介し、リレーションシップバンキングから事業性評価に基づく貸付けへと継続されてきた金融機関の取組みが、中小企業支援に十分に活かされていないことを示す。どうして、このような結果が導き出されたのか、その点を分析することは、中小企業に対する支援の効果を

高めるために必要である。

②支援の負担と収益性の確保

家森信善（2007）は、小規模な企業、業績が低迷している企業には、リレーションシップバンキング的な対応は行われないとし、その理由として、金融機関の経営面から、つまり費用対効果において合理的であるとする。つまり、リレーションシップバンキングは、コストが投資であり、当然、利益を生み出す取引先が重視されるためであると述べる。また、家森信善（2017）では、コンサルティングが取引先の経営改善や金融機関の収益といった効果に結びついていないことを指摘する³⁸。谷守正行（2019）は、地域金融機関がすべての取引先に対し同様の対応は不可能で、取引先が大口であるか、信用リスクが高い先かということで優先順位がつけられているためとする。しかし、現在の収益性と今後の収益性を基にして取引先には同等の対応が求められると述べる。

事業性評価に基づく貸付けは、確かに金融機関のビジネスモデルとされるが、家森信善（2007）が指摘するように、情報収集活動は費用支出や人的負担を伴うものであることから、全ての取引先に同様の対応ができないことは理解できる。特に、収益確保が難しい環境下において、経済合理性に従えば、取引先の区別を強化して異なる対応を行うことも合理的である。それは、小規模な事業者や経営不振に陥った事業者に対する貸付けの阻害要因となる可能性を秘めており、懸念される点である。この点は、金融機関にのみリスク負担や経営支援のコストを求めることには限界があると考えている。

(7) 中小企業金融円滑化法が金融機関に求めた役割

円滑化法の施行と終了から一定期間が経過した時期でもあり、先行研究も多く、効果に対する評価と同時に、問題も多く指摘されている。

①金融機関が求められた役割

金融機関が求められた役割について、増田辰良(2017)は、中小企業の申出に応じて、できる限り貸付条件の変更等の措置(返済猶予、返済期限の延長、金利の減免、債務放棄、旧債の借換え、債務の株式化)を行うことであったとする。実際には、借入金元金返済の一時的中断、いわゆるリスケジュールリングが中心であり、徐々に、あるいは一定期間の経過後に約定返済に戻すという返済期限の延長だったと考えられる³⁹。

②不良債権基準の緩和と経営改善計画の作成

借り手が「経営改善計画」を策定していない場合は、原則として不良債権に分類することが求められていたが、円滑化法では、1年以内に「経営改善計画」を策定する見込みがあれば、不良債権に分類しなくとも良いとされたことが、応諾率が高くした理由の一つである。つまり、金融機関が柔軟に貸付条件の変更に対応できる環境が整えられた⁴⁰ことが、結果として、倒産の抑制をもたらした。ところが、「経営改善計画」を作成しない中小企業も数多くあった。この点は、金融機関の説明や支援不足に加え、法に基づく強制であったことから手間をかけずに一律に応じたという金融機関の対応があったためと考える⁴¹。一方、中小企業にとっては、経営改善計画の作成に馴れていない、費用が掛かるため作成に至らなかったといったことなども理由として考えられ⁴²、その点は、公的支援が行き届かなかったからとも言える⁴³。

(8) 中小企業金融円滑化法の効果

東京商工リサーチが公表した負債総額1,000万円以上の倒産件数の推移では、2008年をピーク(2008年;15,646件、2009年;15,480件、2010年;13,321件、2011年;12,734件、2012年;12,124件)に、倒産件数が減少した⁴⁴。この倒産抑制については、多くの先行研究も認めるところである。

増田辰良(2017)は、倒産の減少について政府が行った諸支援策(中小企業経営力強化支援法、中小企業金融モニタリング体制、金融庁の監督指針の改正など)の効力とするが、確かに、雇用調整助成金などもあり手厚い支援策が功を奏したと考えられる。西田顕生(2018)は、日本政策金融公庫の推計を用いて、緊急保証制度には16,100先の倒産回避効果があったこと、それは、特別保証制度の倒産回避効果9,649先を上回ったことを指摘している。

(9) 円滑化法がもたらした諸問題

円滑化法の問題も、多くの先行研究が指摘する。増田辰良(2017)は、円滑化法がもたらした問題について、朝日新聞の記事を紹介し、不良債権の先送り、新規の融資の減少、金融機関の事務負担増、さらに、利用企業がリピート化する傾向が見られたこと⁴⁵、日本政策金融公庫から信用保証協会へ支払う保証金が増えたことから金融機関がリスクを負わないモラル・ハザードが広がったこと⁴⁶、返済条件の変更をしても問題の解決とならなかったこと⁴⁷など多くの問題が生じたと述べる。そのうえで、信用保証協会による損失補填が、金融機関のリスク回避的な融資行動をリスク選好的に変えたとし、本来、経営を健全化することもできた企業への融資の不足を問題視している。そして、金融機関は、全額保証に頼って安易に融資し(モラル・ハザード)、中小企業者に対する経営支援が十分ではなかったと指摘している。

確かに、100%保証により、貸付けが促進されたことは否定しない。ただし、100%保証が実施されなかった場合には、中小企業に対して資金供給が十分に行われず、資金繰りのひっ迫を産み、倒産に至らせることで、条件変更等の効果を低減させたと推測する。

西田顕生(2018)は、条件変更等が認められた30万先から40万先の中小企業者のうち、5万先から6万先は経営改善計画すら策定していないため、事業再生や転廃業が必要になると見込

まれること、また金融機関が条件変更に応じるだけで、事業者の経営改善に積極的には協力しない事例も見受けられたと問題を指摘する⁴⁸。

もっとも、問題のうち保証金の増加については、円滑化法の施行前から経済や事業者の業績の回復を阻害する複数の要因（リーマンショック、東日本大震災、人口減少と市場の縮小など）があったことは事実であり、円滑化法のみがもたらした問題と言い切ることはできない。しかし、西田顕生（2018）が指摘する「経営改善計画」が未作成であった中小企業が存在したことは、経営改善に向けた取組みを後押ししなかったという評価も可能で、条件変更等のレポートと業績不振の継続、つまり、経営改善に結びついていない⁴⁹ことの要因の1つとも考えられる。

(10) 円滑化法後の金融機関の役割 金融検査マニュアルの廃止を踏まえて

①金融機関の役割

吉鶴祐亮（2015）は、円滑化法について、貸付条件変更への対応が、金融機関の果たす役割の1つとなりつつあるとし、円滑化法が中小企業金融に与えた影響は大きいと評価している。また、貸付条件変更を受けた中小企業の経営改善や事業再生を進めていくことも重要だが、このような取組みは一朝一夕に効果を上げられることは難しいこと、そのため、継続的な対応が必要となるとする。法の失効後も変化なく同様の対応が続けられており、円滑化法からの出口が同法失効の前後の時期に限られず、現在も出口を図る期間中とする認識を持ち、コンサルティング機能の向上が必要とする。そして、重要な点として、中小企業を取り巻く経営環境が激変するような事態が今後も生じ得ること、円滑化法と類似する措置を導入する支援が必要とされる可能性を示唆している。この指摘は、金融機関による中小企業に対する経営改善支援において、重要な示唆を与えるものと言える⁵⁰。

また、増田辰良（2017）も興味深い研究結果を示す。それは、円滑化法が中小企業者や金融

機関にとり、本当に必要とされた制度なのか、という主張である。2010年3月に大阪信用金庫が取引先に行ったアンケートにおいて、円滑化法の導入を評価する経営者に対して評価しない者が多かったという結果を踏まえて、中小企業者には金融機関に発言がし易くなる、また、経営を立て直す時間を確保できるというメリットがあったとしつつも、円滑化法は金融機関と中小企業の間で従来から行われていた返済猶予、返済期限の延長や経営アドバイスなどに法的な強制力を持たせようとしたにすぎないとするものである。

筆者は、貸付条件変更への対応が金融機関の果たす役割の1つとしてメニュー化（定着）させたという吉鶴祐亮（2015）の主張に賛成する。確かに、増田辰良（2017）の指摘にあるように、円滑化法が求めた取組みは従来から金融機関が行っていた支援かもしれない。しかし、法により全国一律に、金融機関の業種にかかわらず取組みが求められたこと、貸倒引当金積立てに関する金融機関のコスト負担を軽減することで倒産抑止の実効性を高めたことから、従来の返済猶予や返済期限の延長では及ばなかった点を解決したと考えられるからである。

もちろん、増田辰良（2017）は、中小企業者から十分な情報の提供を受けるために、金融機関は融資条件の見直しや返済条件の緩和など中小企業者の立場を改善する条件を提示すべきであるとする。情報提供を受けるための条件緩和は本末転倒の主張と考えるものの、法の利用後でも販売不振で倒産する中小企業者が多いことを踏まえると、金融機関からの積極的な取引相手の紹介やマーケティング手法の指導や助言は必要であった。それは、中小企業が早期に健全化すること、さらに健全な事業者への移行、そのための育成は、金融機関に利益をもたらす取組みだからである。筆者は、増田辰良（2017）の金融機関が融資条件の見直しや返済条件の緩和など中小企業者の立場を改善するものを提示すべきとする主張を強く支持したい⁵¹。

②中小企業に求められる取組み

内田浩史(2010)は、情報の非対称性から生じる非効率性を、金融取引での貸借契約の設計により緩和できると主張している。家森信善(2017)では、金融機関の支店長が企業の再建支援における障害として経営者を挙げていると指摘するが、内田浩史(2010)の提案の背景を示している。そこで、経営改善計画作成時に計画の中に、モニタリングの時期やその回数を入れること、企業・経営者が経営改善に取り組む意思を明確に表明すること、役員報酬の減額や交際費の削減⁵²などを履行することなどを明示し、金融機関と合意を図ることで、先行研究が指摘する情報の非対称性の解消、経営者の意識醸成を図ることができると考える。

中小企業が、情報を発信し、また、関係者に提供することで、その事業の進捗状況や損益の見込について理解を得るという前向きな姿勢をとることが有効である⁵³。

③担保と保証

小野有人(2008)は、リスクの高い(信用が低い)事業者、モニタリングを頻繁に行うメインバンク金融機関との関係を強固に築いている事業者では、担保の利用率が高いと述べる。近年は、担保・保証にとらわれない貸付けが求められているが、経営改善を進める中小企業は、当然、リスクは高く、設備投資や運転資金の借入などの資金調達に苦労することが少なくない。通常期であっても資金繰りの円滑化は事業運営には重要であることから、経営改善時にはなおさら必要であるため、資金繰りのために新規の資金供給を得るためには、担保・保証の徴求も是認しても良いと考える。

担保⁵⁴は、信用リスクを補完する一方、経営者のモラルハザードを抑止するという性質を持つ。つまり、担保・保証がないことで資金調達できず破綻などの事態を避けること、また、困難に陥った際の事業継続のための意欲の確保のために、現在の金融の仕組みの下において、次

善の仕組みと捉えておくことが必要である。

④金融機関への支援～経営改善支援における金融行政と金融政策

金融行政の規制と指導(リスクをとる貸付けへの取組みと健全性の維持)、金融行政(リスクをとる貸付けへの取組み)と金融政策(健全性の維持)には、相反する取組みを金融機関に求めているのではないかとと思われる状況がある。それは、人件費や事務負担が増加し、収益の確保が困難という市場環境において、適切なリスクテイクとされるものの、事業性評価に基づく貸付けと事業者に対する経営支援が求められている⁵⁵からである。しかも、自己資本比率の維持、貸倒引当金積立てという負担の解決は、自助努力を求めている。それは、金融機関のリスク回避志向を一層強めることに結びつくのではないかと考える。

もっとも、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が2018年4月から施行され、危機関連保証(100%保証)⁵⁶が創設された。吉鶴祐亮(2015)が指摘する今後生じる可能性がある金融危機への備えとして有効な支援策と考える⁵⁷。もちろん、先行研究で指摘されている特別保証制度や緊急保証制度による国民負担を増やすという問題が残るが、金融機関にとって制度の利用は、中小企業への貸付けに対する阻害要因を除去し、リスク回避志向を低減させることになる。

しかし、金融機関の貸倒引当金の積立てに対する支援は、その自助努力に基づくものとされたままである⁵⁸。市場から一定の収益を確保できる時期であれば自助努力に任せ損失の挽回も可能だが、現在の経営環境では難しく、結果として、リスク回避志向の低減や経営改善支援の充実は期待できない。解決策の一つとして、経営改善計画の作成などを条件として、経営改善支援における不良債権基準の緩和が考えられる。それにより、金融機関は財務的な負担の緩和と中小企業の経営改善への意識向上を期待で

き、中小企業は金融支援を得られる。

家森信善（2017）では、取引先に対する金融支援の判断において、金融機関の本部の意見が強く反映されること、それは、どの金融機関でも概ね同様の傾向であることを指摘している。そのため、金融機関の独自、個別の取組みに任せるのではなく、広く金融支援の取組みを促進することが有効である⁵⁹。

他の解決策として、田中茉莉子（2013）が主張する金融機関のバランスシートを改善させるための措置、つまり、公的資本の注入と不良債権の買取りがある。不良債権の買取りについて、田中茉莉子（2013）は、不良債権を確定させることで、金融機関同士のカウンターパーティーリスクを軽減させると同時に、証券化における適正価格を見いだすことで、金融市場の機能不全を解消できると主張している。不良債権の買取については、しまなみサービサーなどサービサーを用いた支援の活用は現在でも続いている。債権を切り離し、その処理を進めることで、金融機関はバランスシートを改善できる。経営改善を実現した後に元のメインバンクないしは新たな金融機関に中小企業の取引を委ねることで、金融取引の正常化を図ることが可能であり、有効な解決方法の1つと考える。

ただし、事例でも指摘したが、金融機関にとっては債権の放棄となり、損失は補填されといっても資本の棄損という事実がある。また、債権放棄となる中小企業と返済を継続する中小企業との公平性を勘案することも必要であろう。特に、事前に貸倒引当金などを積み増しておくことなどに留意することが必要である。公的資金の投入では、金融機関が一定の期間を得て返済することになる。金融機関が存続する限りは、国民負担は生じることはない⁶⁰が、経営の制約を受けることに対する懸念をなくす取組み⁶¹が必要である。

(11) 中小企業の存続に向けた課題

杉原五郎（2016）は、大阪の経済の再生と地

域活性化についての研究から、成長ではなく、持続可能な発展を視点とする必要を主張する。そして、中小企業と小規模企業が、今日の日本社会において、地域に根ざさなくてはならない社会的存在と位置付けている。植杉威一郎・渡辺努（2008）は、長期的な視点に立ち中小企業を支援することで、一定の改善効果を得られたとするが、長期的視点に立つ金融支援が有効であることと整合的である。さらに、西田顕生（2018）が、金融機関の機能強化の中で培われた事業再生や経営支援のノウハウが、中小企業者の活性化や地域経済の再生にも有効であり、そのためのツールとしても重視されるところも、地方創生等で金融機関に求められた役割と重なる。ところが、自己資本比率規制は現在でも有効であるため、中小企業の活性化や地方経済の再生、経営改善に取り組む中小企業に対して、金融機関のリスク回避志向を低減する支援策が必要である。それは、金融機関単独の取組みではなし得ない。地域経済の再生等は重要な政策であることから、行政等に求められることもある。当然、支援を受ける主体である中小企業並びにその経営者には、求められる取組みは少なくない。中小企業の存続のためには、中小企業、金融機関、そして行政等それぞれに求められる課題があり、その解決が求められる。

おわりに

本稿では、第1章で金融機関が主務大臣の免許により事業免許を得ている組織であること、そのため、銀行法などの法に基づく規制があり、違反等においては業務改善命令を受けるという規制業種であることを確認した。

第3章では、X社、F社及びK社を事例として分析し、それを基にして、架空の企業であるS社を用いて、経営不振に陥った中小企業が条件の変更を受けるか否かでの相違をシミュレーションした。そして、経営改善を進める中小企業の金融支援においては、金融機関が持つ課題があることを明らかにした。

第4章では、2004年の「金融改革プログラム」策定と2005年度からの地域密着型金融を推進、リーマンショックに対応した金融機能強化法の改正による金融機関の資本増強、緊急保証制度の充実など金融仲介機能について、また、円滑化法の効果と問題について検討した。中小企業者の資金繰りを下支え、そして、金融機関による事業性評価に基づく貸付け、金融検査マニュアルの廃止により厳格な資産査定と法令遵守状況の確認を柱とした検査手法から持続可能なビジネスモデルの構築を目指した創意工夫への変化を整理した。

しかし、厳しい経営環境の下、金融機関が金融行政や金融政策から求められる様々な取組みに応えると同時に、健全性の維持との両立を図ること、特に、経営改善を図る中小企業に対する貸付けや経営支援を単独で行うことは困難ではないかという疑問を持つ。金融システムの安定のために金融機関はリスク回避へと向かうと考えられ、中小企業に対する貸付けに支障をきたすのではないかという懸念を示した。

そのために、解決策として、経営改善計画の作成を条件とすることで、不良債権基準の緩和を中心に、公的資本の投入を準備すること、その際の経営責任追及の緩和など条件整備について提言した。加えて、金融機関のバランスシートの改善のための方法としてサービサーの活用について検討した。

もっとも、分析に用いた事例は少ないこともあり、具体例な政策や計画の策定の寄与までには至っていない。今後は、調査や事例分析を増やすなどによって、研究の充実を図ることが課題と考えている。

参考文献

- 1) 井上大文 (2017)「地域経済活性化のための中小企業支援と再生ファンドの活用」銀行法務21No813 (2017年4月号) 24-28
- 2) 植杉威一郎・渡辺努 (2008)『検証 中小企業金融—根拠なき通説の実証分析—』日本経済新聞出版社
- 3) 内田浩史 (2010)『金融機能と銀行業の経済分析』日本経済新聞社
- 4) 植田浩史 (2017)「中小企業振興と地域経済 (特集 地域経済と自治体の役割)」『季刊自治と分権』自治労連・地方自治問題研究機構編 (66) 2017年冬号 45-55
- 5) 遠藤俊英 (2019)「今後の金融行政について」『しんくみ』66 (5) 全国信用組合中央協会 2019年5月号
- 6) 小川一夫 (2008)「第3章貸しはがしの影響は深刻だったのか 2. 銀行の財務状況と銀行貸し出し」『検証 中小企業金融—根拠なき通説の実証分析—』日本経済新聞出版社
- 7) 奥野博幸 (2007)「金融環境の変化と地域金融機関の最近の動向」Annual report 2007「年報・中部の経済と社会」『特集・地域経済における地域金融機関の役割』愛知大学中部地方産業研究所
- 8) 小野有人 (2008)「第5章 担保や保証人に依存した貸し出しはやめるべきか」『検証 中小企業金融—根拠なき通説の実証分析—』日本経済新聞出版社
- 9) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」令和元年9月
- 10) 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」平成31年6月
- 11) 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」平成30年6月
- 12) 金融庁「企業アンケート調査の結果」令和元年11月
- 13) 木幡績・坂井功治 (2005)「メインバンク・ガバナンスと『追い貸し』」『経済研究』56 149-161
- 14) 小林一 (2016)「日本最高戦略『産業の新陳代謝』と金融機関の役割」Monthly Report (92) 税経システム研究所
- 15) 近藤隆則 (2014)「『円滑化法』が中小企業金融に与える影響についての実証研究」『金融経済研究』36
- 16) 白川浩道 (2014)『孤独な日銀』講談社現代新書
- 17) 四宮章夫 (2015)「私的整理の研究 1」産大法学 48巻1・2号 サーベイ③
- 18) 杉原五郎 (2016)「大阪の地域経済再生をめざす:

- 中小企業の立場から、「地域経済発展戦略」を考える(特集Ⅱ 大阪のくらしと経済再生)』経済科学通信(139) 55-60
- 19) 田中茉莉子(2013)「企業の調達流動性に影響を与える要因について」経済経営研究 Vol.34 No.3
- 20) デロイトトーマツ「特別研究 金融検査マニュアル廃止と今後の金融実務への影響～資産査定を中心に～」『銀行実務』2018年3月号
- 21) 東京商工リサーチ「金融庁「金融検査マニュアル」を廃止、独自のリスク算出で引当が可能に」https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190911_02.html 2019年12月20日閲覧
- 22) 東京商工リサーチ「国内110銀行(2019年9月中旬期単独決算)『リスク管理債権状況』調査」https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20191209_03.html 2019年12月9日公開
- 23) 西田顕生(2018)「低成長時代の中小企業金融支援 バブル経済崩壊以降の日本の経験」西南学院大学商学論集第65(1) 33-67
- 24) 日本銀行「2019年度の考査の実施方針等について」2019年3月19日
- 25) 楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司(2019)「予想信用損失(ECL)型引当の特徴と運用面の課題」Bank of Japan Review 2019年9月
- 26) 日本公認会計士協会「資産査定・償却・引当に関する監査上の論点について」平成30年10月29日
- 27) 橋本卓典(2018)『金融排除 地銀・信金信組が口を閉ざす不都合な真実』幻冬舎新書
- 28) 福田慎一・粕谷宗久・中島上智(2007)「第3章 非上場企業の設備投資の決定要因」林文夫編『金融の機能不全 経済制度の実証分析と設計』勁草書房
- 29) 前田絵美(2017)「信用金庫における積極的融資阻害要因についての一考察」中央大学大学院研究年報編集委員会 大学院研究年報 46
- 30) 増田辰良(2017)「中小企業金融円滑化法と経済学」北海学園大学法学研究 53(1) 70-40
- 31) 三井哲(2014)「金融円滑化法と失効後の政策課題」名古屋学院大学論集 社会科学篇 50(3) 29-48
- 32) 峰岸信哉(2019)「第3章 地方創生に向かう地域金融機関への期待と課題」村本孜・内田真人編『アベノミクス下の地方経済と金融の役割』蒼天社出版
- 33) 村本孜・内田真人(2019)『アベノミクス下の地方経済と金融の役割』蒼天社出版
- 34) 家森信善(2004)『地域金融システムの危機と中小企業金融—信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス』千倉書房
- 35) 家森信善・近藤万峰(2007)「政府系金融機関の改革の下での中小企業の資金調達環境と新しい資金調達手段の利用—愛知県アンケートから見える課題—」Annual report 2007「年報・中部の経済と社会」『特集・地域経済における地域金融機関の役割』愛知大学中部地方産業研究所
- 36) 家森信善(2017)「地方創生に対する地域金融機関の営業現場の取り組みの現状と課題 —2017年・RIETI 支店長アンケートの結果概要—」経済産業研究所, 2017年7月
- 37) 家森信善(2019)「第7章 経営者の経営力と中小企業支援の有効性」村本孜・内田真人編『アベノミクス下の地方経済と金融の役割』蒼天社出版
- 38) 谷守正行(2019)『地域金融機関の経営・収益管理—銀行管理会計のケーススタディー』中央経済社
- 39) 吉鶴祐亮(2015)「中小企業金融円滑化法の論点と地域密着型金融」国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス 平成27年3月号

注

1. 時事ドットコムニュース2019年8月28日掲載記事では、2019年3月期の地銀決算について、本業のもうけが5年以上赤字となっている銀行は23行から27行に増加したこと、朝日新聞デジタル2019年5月19日付記事では、地方銀行102行のうち7割の72行が減益・赤字転落したことを報じている。東京商工リサーチ2019年8月6日付のメインバンク調査では、国内の金融機関は、マイナス金利後の貸出金利の低下や人口減少、競争激化など経営環境が年々悪化していると伝えている。
2. 家森信善(2017)では、人事評価について融資先企業の経営支援への取り組みやビジネスマッチングの成約などが評価対象となってきたと推察されるとする。一方で、行員の業績評価のウエイ

トはコンプライアンス53.7%、新規貸出先の獲得及び新規先への貸出額50.1%、特に、新規貸出先の獲得及び新規先への貸出額のウエイトは信用金庫や信用組合では55%程度と非常に高いのに対し、手数料収入について地方銀行の約40%が評価するものの信用金庫では20%弱、信用組合では10%弱に留まる。そして、人事評価の基本方針が、減点主義37.3%、加点主義42.7%という結果があり、手間がかかり、信用リスクが顕在化し責任を問われる可能性が高く、業績に反映され難い経営改善支援を職員が積極的に取り組むか疑問もある。これらの点から、金融機関において人事評価が、経営状態の悪い中小企業に向けられるようにする指導することが必要であろう。

3. 金融庁（2018）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」においても同様の説明がなされている。
4. 「正常先」や「要注意先」は、予想損失を過去の実績から算出。「破綻懸念先」や「実質破綻先」、「破綻先」は、回収不能額を見積もり、個別に償却や引当を行う。（参照：東京商工リサーチ HP）
5. 検査マニュアルの別表があり、自己査定や償却・引当に関するチェックリストを定めている。そして、延滞や貸出条件変更の有無、担保・保証の有無等の外形的な基準を中心に用いて、債権をⅠからⅣに分類するよう求めている。2014年の金融モニタリング基本方針においては、「個別の資産査定を検証について、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、引き続き、その判断を原則として尊重する。さらに、引当等の管理態勢や統合リスク管理態勢の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても原則として金融機関の判断を尊重することとする。」としている。
6. 金融庁は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」及び「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」を公表している。また、デロイトトーマツは「特別研究 金融検査マニュアル廃止と今後の金融実務

への影響～資産査定を中心に～」(銀行実務2018年3月号)を、東京商工リサーチはホームページにおいて「金融庁『金融検査マニュアル』を廃止、独自のリスク算出で引当が可能に」を公表している。日本経済新聞2019年12月4日付電子版では、「一定の目安がないと引き当ての判断が難しい」という金融機関の戸惑いを報じている。

7. 日銀考査は、大手金融機関から小規模な協同組織金融機関を対象としているが、協同組織金融機関である信用組合は対象としていない。
8. 先行研究も多くみられる。本稿では、事業性評価に基づく貸付けを取り上げてはいるが、その評価を含めて考察については別稿に譲る。
9. 「具体的には、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況」とされている。
10. 「第三章 見捨てない金融事業再生も手掛けるしなみサービサー」
11. 但陽信金が4,300万円を新規融資したことから、債権（元本と未収利息分）はX社が会社として譲り受けたことが推測される。また、21年間における1年あたりの平均の返済額は700万円弱と推計される。そこから但陽信金への返済は7年程度で完済となり、X社の債務者区分は正常先となった事例といえる。借入の目的が工場建設という点から、1億5,000万円を返済期間20年、利息2%で返済すると仮定した場合、最初の年の返済額（元利合計、750万円+300万円）は1,000万円近くであったのではないだろうか。
12. F社が一案件で応札しないという選択も可能だが、他の入札を確実に落札することはできない。つまり、売上高をコントロールすることは実質的に困難な業種でもある。
13. メインバンクの支店は、本部への稟議関連書類の提出などをはじめ資金需要に対して支援している。
14. 利息増の理由の一つが、F社の債務者区分が低いため、金利が比較的高く設定されているためである。長期借入金の利率は3%、短期借入金の利率

- は4%である。
15. 建設会社は、経営審査を受けるとともにランク付けされ、応札可能金額が決められる。工事においては、監督となる人材配置が求められるなど一定の要件がある。なお、工事完成までの間の資金繰りを支援するために、着工時、着工後の進捗、そして完了検査後に、それぞれ一定割合の支払いを行う自治体も見られるようになった。
 16. この点から、金融機関に対する支援施策が必要であると考える。
 17. 従業員の解雇や給与の減額などは行っていない。
 18. 経営者も会社に貸付けし資金不足に対応している。
 19. 本稿では、キャッシュフロー＝純損益＋減価償却費とし、税金等は考慮していない。
 20. 役員報酬や交際費、経営者個人所有の不動産を利用しておりその経費支出などがある。
 21. いわゆる追い貸しに相当するが、経営者の意思もあり、担保や役員報酬等に余力もあることから、融資により金融取引を正常に保っている。
 22. 運転資金として実質的に返済しないとして想定している。ただ、支払利息が一定して必要であり、F社のように信用ランクによって返済負担を重くするという事も生じ得る。
 23. 事例の県では、経営改善のための保証制度として15年を限度とする制度を持つ。同様の制度はあるが、期間については都道府県の信用保証協会によって相違がある。20年という期間を設定している信用保証協会（兵庫、茨城など）もみられる。
 24. 他行からの融資を一本化する支援をメインバンクは実施した。
 25. 家森信善・近藤万峰（2007）p45。ただし、小規模企業振興基本法（小規模基本法）と商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）が2014年に制定されており、小企業者（概ね従業員5人以下）は、小規模基本法では小規模企業、小規模支援法では小規模事業者という呼称が用いられている。
 26. 金融機関側も債務者区分の引下げが資金調達を難しくさせるという認識を持ち、貸付けができるように、貸付けをして返済に充てることを促す場合もあり得る。
 27. 1998年10月に成立した金融再生法、改正預金保険法、早期健全化法のもとで、政府は公的資金枠を60兆円に拡大し、長期信用銀行2行の破綻処理、特別公的管理（一時国有化）を実行した。また早期健全化法に基づいて主要15行に7兆4,592億円の資本注入を行い、金融機関の資本増強に努めた。1998年8月には「中小企業等貸し渋り対策大綱」を策定して政策金融と信用補完制度の大幅な拡充（中小企業金融安定化特別保証制度（特別保証制度）が一例）を実施している。
 28. 銀行貸出の低迷の原因を、銀行のバランスシートの悪化に求める考え方。
 29. 金融機関による事業性評価に基づく貸付け、経営支援が何故難しいのかについては、事業性評価に関する先行研究に譲る。
 30. 与信関連費用とは財務会計上の貸倒引当金繰入/戻入、貸倒損失、償却債権取立益などの費用（収益）を含む概念であって、信用コストはPD（デフォルト率）とLGD（デフォルト時損失率）から導かれるEL（期待損失）であるとしている。
 31. 過去の貸倒実績率等に基づく予想損失額の算定による計上が実施されている。
 32. 日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」でも、正常先債権、要注意先債権（含む要管理先債権）、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権の5区分とされている。
 33. 楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司（2019）では、回収不能が見込まれる客観的な事象が発生している場合にのみ損失を計上する「発生損失型」から「予想信用損失（ECL）型引当」への世界的な変化を紹介する。「予想信用損失（ECL）型引当」（個別の借手や融資に関する情報、失業率・GDP成長率・資源価格等のマクロ経済指標に関する将来予測、地政学リスクや天災リスク等多様な情報を必要に応じて織り込むことが求められている）は120を超える国や地域で導入されている国際財

務報告基準 (International Financial Reporting Standards <IFRS>) で開発され、2018年に適用が開始されている (IFRS 第9号)。CECL (現在予想信用リスク) では、貸出実行当初から、原則すべての融資について、満期までの期間を対象として損失を見積ることになる。

34. 楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司 (2019) は、金融機関は自己査定に基づき、裁量の余地が少ない一律の基準により、融資先が実質債務超過かどうか、融資が担保・保証により保全されているかどうかを重視し、税効果会計の導入と有税償却の場合には繰延税金資産としての計上により税務上の扱いと切り離して、引当金を適切に計上することが可能となった、としている。
35. それが資産の部にマイナス項目として計上されると同時に純資産の部を縮小させることになる。つまり、金融機関の自己資本比率の減少となる。
36. 新型コロナウイルス感染症による経済不振に際しては、中小企業等に対する支援に配慮している。
37. アンケートの結果の一つに、「取引している金融機関の印象評価」があり、そこでは「企業(融資先)の事業内容と将来性を理解・評価している」(2012年18.5%、2015年19.6%) という結果がある。
38. 家森信善 (2017) では、2016年3月末に行内格付けにおいてランクアップした企業の比率は、全体では「10%未満」(57.8%)、「わからない/該当企業はない」(23.7%)、「10~20%未満」(12.1%) となっている。
39. (独) 経済産業研究所「金融円滑化法終了後における金融実態調査」では、金利減免が16.3%、元本支払い猶予37.9%、返済期間の繰延(1年以内と1年超の合計) 54.7%である。元本支払い猶予では、当然、一定期間後に元本の支払いが求められる。もっとも、一定の軽減もあり得る。また、返済期間の繰延では、1年経過後には返済が復活したと考えられる。もっとも、西田顕生(2018)は、条件変更を繰り返す事業者の存在を問題とする。
40. 中小企業者への貸付条件の変更は、2013年3月末時点の累計で400万件を突破した。日本公認会計士協会 (2018) では、「貸出条件緩和債権につい

ては、銀行法施行規則及び当局の監督指針のほか、金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] 等で留意事項が定められており、政策的な検討を踏まえて定められた取扱いも含まれると理解している。要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、金融検査マニュアル等に基づき、貸出条件緩和債権を含む要管理先債権とその他要注意先債権に分けて引当計上する実務があるが、実態に基づいて貸倒引当金を計上する観点から政策的な検討を踏まえて定められた取扱いを廃止することに異論はない。しかし、法令に準拠した開示を行う観点からは、金融検査マニュアル及びその関連文書が廃止された場合には、銀行法施行規則及び金融再生法施行規則に定める貸出条件緩和債権に該当するかどうかについての統一的な判断基準が無くなるため、実務上の取扱いに幅が出ることも予想される」ことを論点とし、これに対する意見では「貸出条件緩和債権を含むリスク管理債権については、監査対象となる財務諸表等の注記事項であることに鑑みれば、新たに会計基準により定めることが考えられる。」としている。

41. 筆者もメガバンクをメインバンクとする中小企業の経営者から、経営改善計画の提出を求められなかった、という話を聞いている。
42. この点に関連して、家森信善 (2019) では、経営者金融リテラシーと経営計画の立案状況に関する調査結果を分析しているが、経営計画が、「経営者の頭の中にはあるが、具体的な作成はしていない」及び「経営計画はない」の合計が73.9%であったことから、「経営者金融リテラシーが低い経営者が自らきちんとした経営計画を立案することは難しいであろうが、外部の専門家の支援を受けながら作成することは可能である。そうしたことすら行わないのも経営計画が重要であるという点での経営者リテラシーが不足しているからだろう」(p168) と経営者側の問題を指摘している。
43. (独) 経済産業研究所「金融円滑化法終了後における金融実態調査」によると実際には、75.6%の申出者は1年以内に経営改善計画を作成している。
44. 三井哲 (2014) は条件変更等の申出に対する実行

- 率は97.3%とし、努力義務規定であったにもかかわらず金融機関がほとんどの申込みに応じたと言える、としているが、この条件変更等の申出に金融機関が応じたことが、倒産件数の減少にも貢献したと言える。
45. 帝国データバンクが2012年1月11日に発表した調査（金融円滑化法に対する企業の意識調査）によると、同法を利用した企業655社のうち、利用回数が1回は44.6%（292社）、2回が30.2%（198社）となっていた。6回以上と回答した企業も26社（4%）あった。
46. 信用保証協会が肩代わりした金額は8,608億円、このうち銀行に損失がなく、信用保証協会が全額を肩代わりした金額は6,407億円であり、これは全体の約74.4%を占めていた（朝日新聞、2012年6月12日付）。また、西田顕生（2018）は、2008年10月31日から2011年3月31日の間に、全国で150万件、27兆2,157億円の保証承諾が行われたこと、制度終了後5年となる2016年3月までに1兆6,107億円が代位弁済に陥ったこと、その結果、日本政策金融公庫の信用保険収支が、2008年度から3年連続で4,000億円を超える赤字を記録すると同時に2009年度は、過去最悪の2002年度に迫る5,678億円の赤字となったと整理している。
47. 朝日新聞、2010年12月15日付及び2012年8月9日付記事
48. 家森信善（2017）では、返済条件の変更を行っているメインバンクが経営改善支援を行っている比率について尋ねているが、全体では「10%未満」との回答が37.3%、10%～30%未満が16.4%で、経営改善支援の実施の割合が大きくないとしている。
49. 三井哲（2014）は2012年3月時点で、65万社（408万÷3.5÷1.8）程度が条件変更等を受け、その割合はわが国中小企業の約15%と推定としている。また、2016年度の中小企業白書では、信用保証利用者の条件変更先企業者数について20.2万社（2014年では18.5万社）としている。
50. 新型コロナウイルス感染症による経営不振に対する支援は、円滑化法と同様となった。つまり、吉鶴祐亮（2015）の示唆と同様の事態が生じた。
51. 通常、中小企業は金融機関からどのような信用ランク付けをされているかは知らされない。特に、借入増や実績の不振の際の評価は知らされないままであることが多い。それは、改善への動機づけのキッカケとならないと考えるからである。
52. 一律ではなく、経営者や経営状況を基に個別に合意されることが求められる。
53. 通常期から取組みを行うことも有効である。現在は、SDGsなどの取組みをする事業者側にみられるが、積極的に情報を発信し、消費者の理解を得ることも広がりつつある。
54. 保証は結果として、経営者の資産を担保とすることになる。
55. 家森信哉（2017）は、取引先への継続的な経営支援が金融機関に求められる状況下にあっては、個々の企業にじっくりと向かい合えるような組織体制、担当体制を構築すべく、地域金融機関の業務のあり方を抜本的に見直す必要があるとし、同時にどの業態でも「中堅職員が不足して、若手への指導が手薄になっている」や「経営支援実行のための担当者育成・教育が不十分」が主要な障害となっているようである（p48）と考察する。つまり、金融機関側に求められる体制整備を指摘するが、人材不足への対応、その上で人材育成が求められるが、それらは人件費など費用負担を伴う。
56. この改正の具体的内容として、危機関連保証の創設があり、その他に小規模事業者への支援拡充、信用保証協会と金融機関の連携及び信用保証協会における経営支援がある（https://www.rieti.go.jp/jp/columns/s19_0002.html 2019年10月1日閲覧）。
- 危機関連保証は、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売

上高等が減少している中小企業者を支援するための措置 (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm 2019年10月1日閲覧)。

57. 家森信哉 (2004) は、金融機関が危機回避的になってしまった際には、中小企業貸出のリターンを引き上げるか、リスクを削減するかのいずれかが必要であるとし、信用保証制度によるリスク引き下げの果たす役割は大きいとしている。金融機関と信用保証協会は中小企業に対する貸付けにおいて連携している。近年では、信用保証協会が事務局となり中小企業と取引金融機関を一堂に集めて、経営改善計画などの情報共有や意見交換を行う場を設ける経営サポート会議制度や、信用保証協会が専門家を派遣し経営改善計画の作成支援を無料で行う制度が設けられている。金融機関による貸付けでは、責任共有制度に基づき信用保証協会の保証付きの貸付けが行われ、信用保証協会が実質的に第一位の債権者となることがあり、その点で、金融機関は信用保証協会の音頭による調整に協力しやすい。
58. 政府系金融機関による貸付けや信用保証協会による保証引受において、民間金融機関との協調が行われている。このため、中小企業に対する貸付けでは、複数の貸付けが併存し、金融機関の損失が生じる貸付けもある。また、取引関係によっては、金融機関独自の貸付けも行われていることがあるため、緊急時の資金供給の円滑さを確保するにあたり、それが、政府による指導、要請である場合には、損失を補填する仕組みが不可欠と考える。
59. 日本公認会計士協会にも、監査法人の監査指針の見直し等を通じて、継続的に経営改善の支援にあたる金融機関への配慮が期待される。
60. 金融機関それ自体が第三者に売却される場合には、国民負担が生じる可能性がある。
61. 金融機関の経営者が経営の自由度を失うと考えた場合には、リスク回避志向が強まると考えられ、そうした場合は、中小企業に対する資金供給は円滑に行われない可能性がある。そのため、金融機能強化法における経営者の責任を追及しないという条項の援用が有効と考える。